

労働者保護ルールの改正に反対する意見書

政府は成長戦略の名のもと、労働者保護ルールの改正を打ち出している。派遣労働の大幅な拡大、労働時間や解雇の規制緩和、職業紹介事業の民間開放などの内容である。

派遣労働の大原則は、臨時的・一時的な業務に限定し、常用雇用の代替をしてはならないというもので、今回の改正は「派遣期間上限3年」を外して派遣労働者を使い続けられるものである。増え続ける派遣労働者が不安定雇用のまま“生涯ハケン”となりかねない。

また、労働基準法改正案では労働時間、休日、深夜の割り増し賃金の規定等を適用除外する業務に特定高度専門業務・成果型労働制が追加されているが、すでに労働時間を自分の裁量で管理できる立場にある上級管理職や研究者については裁量労働制が導入されている。労働時間制度は今もなお、労働者を守る最低限のルールであり、長時間過密労働が蔓延し、過労死・過労自殺が後を絶たない現状において、労働時間規制を適用除外する改正や裁量労働制の拡大は望ましいものとは言えない。

よって、政府は次の事項を誠実に対応するよう強く要望する。

- 1 欧州連合（EU）型の均等待遇原則を参考に、派遣労働者と正規労働者の間の均等待遇の確保を推進すること。
- 2 労働時間（時間外労働）の上限規制や勤務間インターバル規制（24時間につき最低連続11時間の休息期間を確保する規制）等を導入して、長時間労働を抑制し不払い残業を根絶すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年3月25日

佐賀県唐津市議会

衆議院議長 町村信孝様
参議院議長 山崎正昭様
内閣総理大臣 安倍晋三様

厚 生 労 働 大 臣 塩 崎 恭 久 様